# 令和3年度 県立姫路聴覚特別支援学校いじめ防止基本方針

### 1 本校の基本方針

本校は、一人一人の多様な実態に応じて、生きる力に必要な「基礎・基本となる知識や技術」、「多様な手段で表現する力」、「主体的に学び豊かな人生を形成する意欲」の3つの 資質・能力を伸ばし、自己の未来への道を切り拓く力を育むことを教育方針としている。

そのために、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な教育活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」(いじめ防止全体計画)を定める。

# 2 基本的な方向

本校は、平素より少人数の児童生徒を複数の教員で担当する体制をとっており、個々の児童生徒の学校生活や家庭生活の状況について複数の教員が把握し、かつ小さな変化に対しても対応している。また、毎日の連絡帳を利用して家庭などとの連携を密にすることで自分の気持ちや状態を言葉でうまく表現することが難しい児童生徒に対しても対応している。

いじめについては、「いじめはどこにでも起こり得る」という認識を教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。また、教職員のいじめ対応能力の向上のために、心の教育総合センターが開発した『いじめ未然防止プログラム』を活用する。

## 3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

# (1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

### 別紙 1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。 **別紙2**チェックリスト

### (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

### (3) 緊急時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速ないじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4組織的対応

### 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、精神的に非常に不安定な状況に追い込まれた場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている 疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏 まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているよ うな場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったと きは、校長が判断し、適切に対応する。

### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えて組織し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、 事態の解決に向けて対応する。

### 5 その他の留意事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるようこれまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページで公開するとともに、学校評議員会やPTA役員会・総会をはじめ、保護者懇談、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検するとともに、取組状況を学校評価の項目に位置づけ、定期的に点検・評価を行い、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から児童生徒の意見を取り入れるなど、可能な限り、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

### 校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめはどこにでも起こり得る」「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」とい う強い意志のもとで、学校全体で組織的な取組を行う。
- 2 いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応 チーム」を設置し、その委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を一人で抱え込むこと なく、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 3 組織が有効に機能しているかについて、取組状況を学校評価の項目に位置づけ、定期的に点 検・評価を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

≪いじめ対応チーム≫

校長、教頭、各校務部長、各学部長、養護教諭、教育支援センター長

(調査班) 生徒指導部、 学部長、担任、 該当学部職員ほか

(対応班) 学部長、担任、 該当学部職員ほか

### <関係機関>

РТА

学校評議員会

医師

スクールカウンセラー こども家庭センター 姫路警察署(222-0110)

姫路市立総合教育センター(224-5840)

少年サポートセンター(285-4668)

児童生徒出身園校

その他の関係機関

- ※ いじめ問題が発生した時には、即座に「いじめ対応チーム」を招集する。 必要に応じて、校外の組織と連携を図り、取り組む。
- ※ いじめ対応チーム
  - ・学校いじめ防止基本方針の見直し
  - ・年間指導計画の作成、実施、改善
  - ・校内研修会の企画、実施
  - ・アンケート結果の報告及び情報の分析
  - ・いじめが疑われる案件の事実確認、判断
  - 要配慮生徒への支援方針

# いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団	
□朝いつも誰かの机が曲がっている	□班にすると机と机の間に隙間がある
□掲示物が破れていたり落書きがあったりする	□グループ分けをすると特定の子どもが残る
□学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうか	がう子どもがいる
いじめられている子	
●日常の行動・表情の様子	
口わざとらしくはしゃいでいる	口おどおど、にやにや、にたにたしている
□下を向いて視線を合わせようとしない	□顔色が悪く、元気がない
□早退や一人で下校することが増える	□遅刻・欠席が多くなる
□腹痛など保健室へ行きたがる	□ときどき涙ぐんでいる
□職員室や保健室付近をうろうろする	
□いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている	
□友だちに悪口を言われても言い返さなかったり	、愛想笑いをしたりする
●授業中・休み時間	
□一人でいることが多い	□学習意欲が減退し、忘れ物が増える
□教室へよく遅れて入ってくる	□教職員の近くにいたがる
□発言すると友だちから笑われたり、冷やかされたりする	
□教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする	
●昼食時	
□好きなものを他の子どもにあげる	□机を少し離している
□食事量が減っている	□意図的な配膳忘れや不平等な配膳をされる
●清掃時	
□重いもの、汚れた物を持たされることが多い	□一人で離れて掃除をしている
●その他	
□持ち物や机などに落書きをされる	□持ち物が壊されたり、隠されたりする
□部活動を休みがちになる	□服に靴の跡がついている
□手や足に擦り傷やあざがある	□怪我の状況と本人の言う理由が一致しない
□遊び仲間が変わる	□必要以上のお金を持っている
□トイレなどに個人を中傷する落書きがある	□携帯電話やネットを気にする
いじめている子	
□多くのストレスを抱えている	□悪者扱いされていると思っている
□あからさまに教職員の機嫌をとる	□特定の子どもにのみ強い仲間意識を持つ
□教職員によって態度を変える	□教職員の指導を素直に受け容れない
□グループで行動し他の子どもに指示を出す	□他の子どもに対してきつい言葉を使う
□他の子どもを威嚇する表情を見せる	□認められる場が少ない

### 年間指導計画

#### 職員会議等 未然防止に向けた取り組み 早期発見に向けた取り組み いじめ対応チーム会議 学級・学年づくり 連絡帳に 日常の観察 日常の観察 指導方針の確認※① 人間関係づくり よる訴え 4 案発生時 月 職員会議で共通理解※① すべての教育活動での指導 緊急対策会議 保護者向け啓発※② いじめアンケートの実施※⑥ 5 (家庭訪問) (家庭訪問) 月 (懇談会) (懇談会) 6 月 7 講演会※⑤ 月 8 月 学級・学年づくり 連絡帳に 日常の観察 日常の観察 人間関係づくり よる訴え 9 月 すべての教育活動での指導 いじめアンケートの実施※⑥ いじめ対応チーム会議・情報共有 10 月 職員会議で共通理解※① 11 月 (懇談会) (懇談会) 12 月 学級・学年づくり 連絡帳に 職員研修※③ 日常の観察 日常の観察 人間関係づくり 1 よる訴え 月 いじめアンケートの実施※⑥ すべての教育活動での指導 学校評価による点検・評価 $\times 4$ 2 月 (懇談会) (懇談会) いじめ対応チーム会議 ・本年度のまとめ 来年度の課題 3 月 職員会議で共通理解※①

#### 職員会議等

※①いじめ対応について、基本方針を確認 し、指導方針や指導計画の確認を行う。

※②ホーが一ジや保護者会等を通して、学校のいじめ防止基本方針を周知するととも に、保護者からいじめを含む様々な情報を 収集する。

※③人権研修会:外部講師による子供の人権に関する研修を行う。

※④いじめ防止の取り組みを学校評価の 項目に位置付け、方針の評価・改善に反映 させる。

学部会・校務部会で児童生徒の情報交換を行い、いじめにつながる内容であれば、 状況や対応について、支援会議や職員会議 等で情報を共有する。

#### 未然防止に向けた取り組み

※⑤インターネットの安全安心な使い方 について外部講師を招いて講演会を行う。 「日常の観察」では、児童生徒に関わる全 ての教職員が、児童生徒の小さな変化を敏 感に察知できるようにする。

年度初めや学期初めには、特に「学級・学年づくり」「人間関係づくり」の活動を通して、好ましい人間関係の構築に努める。 家庭訪問や懇談会において、家庭等との連携を察にする。

年間を通して、あらゆる教育活動で好ま しい人間関係を築き、いじめを許さない学 校づくりを推進する。

### 早期発見に向けた取り組み

「日常の観察」により、いじめにつなが るような事象に対応し、いじめを見逃さ ないようにする。

毎日の「連絡帳」や家庭訪問、懇談会 等により、家庭等との連携を密にして、 児童生徒の小さな変化を見逃さないよ うに努める。

※⑥アンケートを学期に一回以上児童 生徒が記入しやすい形態で実施し、いじ めの早期発見につなげる。

### 事案発生時の対応

- ①担任等による「正確な実態把握」
- ②いじめ対応チームの緊急対策会議「指導 体制、方針決定」
- ③ (いじめ対応チーム)

「調査班による事実確認」

- ④いじめ対応チームによる指導方針の決定
- ⑤ (いじめ対応チーム)

「対応班による解消に向けた取組」

児童生徒への指導・支援

- ⑥「解消に向けた経過観察」
- ⑦「再発防止に向けた取組」

※保護者への報告・説明

### 組織的対応

# いじめ情報のキャッチ

日常の観察、児童生徒からの訴え、連絡帳による訴え いじめアンケート、個人・保護者面談等からの情報

いじめと判断されれば

# 正確な実態把握

①情報の流れ

- 情報を得た教職員 →担任・学年団へ
- →生徒指導部長·学部長
- →教頭
- →校長
- →県教育委員会
- ②保護者へは、事実確認を した後、連絡する。 その後は適宜連絡する。

いじめ対応チームを招集し対応

# 指導体制、方針決定

- ① 情報を得た教職員団から報告を受け、共通理解を図る。
- ② 調査方針及び分担を決定する。
- ③ 事案の状況から、調査班を決定する。 2名以上の教員で事実確認を行うようにする。

### 調査班による事実確認

- ④ 事実確認の報告を受け、事実関係を把握する。
- ⑤ 対応班のメンバー、指導方針を決定する。

# 対応班による解消に向けた取組

- ⑥ 対応班によりいじめ解消に向けた具体的な取組を行う。
- ⑦ 職員会議で報告、全教職員で共通理解し、解消に向け経過観察を行う。

### 連携

保護者

児童生徒への指導・支援





- ① いじめ解消に向けた指導をする。
  - ○いじめられた児童生徒には、どんなことがあろうと 守り抜くことを約束する。
  - ○いじめた児童生徒には、「いじめは決して許されない行為である」という認識を持たせる。
- ② 暴力、恐喝等の犯罪行為等、学校だけでは指導が困難な場合、または重大な事案があった場合は関係機関に支援を依頼する。

### る。 ナードムかことがあるらと

関係機関 姫路警察署 姫路市立総合教育センター 県警サイバー犯罪対策課 その他の関係機関



# 再発防止に向けた取組

- ① 教育活動を通して、児童生徒にいじめに対する正しい認識を持たせる。
- ② いじめ発生の反省をふまえて、再発防止のための研修会や、未然防止活動のための研修会などに取り組む。

### ※生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- ①速やかに県教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ②県教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事後解決にあたる。
- ③事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
- ④緊急時マスコミ対応は、管理職を窓口とし、「迅速性・同時性・均一性」を大切にして誠実な対応に努める。
- ⑤スクールカウンセラー、所轄の警察など外部専門家の協力を得ながら実効的な解決を図る。

### ※ネット上でのいじめへの対応

ネットを利用したいじめは、その匿名性のために罪悪感が低くなりがちである。相手の気持ちが分かりにくく、いじめがエスカレートしやすいうえに、広範囲に広がる危険性がある。

- ①児童生徒に、ネットに関する正しい知識を提供する。
- ②ネット上の掲示板等に誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にもつながり、悪質なものは警察に検挙されること等を生徒に認識させる。